

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月20日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

記

住 所 山陽小野田市大字小野田4167番地2（松角）

氏 名 川 崎 祥 子

生年月日 昭和34年3月10日

提案理由 藤永美枝子委員の任期が令和8年6月30日をもって満了するため

(参 考)

○ 人権擁護委員法

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 略

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。

○ 現在の委員

能 勢 俊 勝 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)

長 岡 忠 男 (R5. 7.1 ~ R8. 6.30)

◎ 藤 永 美 枝 子 (R5. 1.1 ~ R8. 6.30)

河 内 平 文 (R6. 1.1 ~ R8. 12.31)

青 木 恵 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)

江 中 幸 夫 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)

通 山 京 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)

磯 谷 美 津 子 (R7. 1.1 ~ R9. 12.31)

岩 間 眞 知 子 (R8. 1.1 ~ R10. 12.31)

山 本 福 代 (R8. 1.1 ~ R10. 12.31)

経 歴

現住所 山口県山陽小野田市大字小野田4167番地2 (松角)

かわ さき さち こ
川 崎 祥 子

昭和34年3月10日生 (66歳)

学 歴

昭和57年3月 橘女子大学文学部国文学科卒業

昭和58年9月 佛教大学通信教育部教育学科修了

職 歴

昭和57年5月
} 広島県立佐伯高等学校 非常勤講師

昭和57年6月

昭和57年9月 広島県佐伯郡廿日市町立宮内小学校 助教諭

昭和59年4月

} 宇部市立中学校 教諭

昭和60年11月

平成2年10月 第一生命保険相互会社山口支店

平成9年12月

} 東京書籍株式会社 広島支社山口県担当

平成13年8月

平成14年4月 山口市教育委員会 学校図書館指導員

平成17年4月 宇部市立西岐波中学校 非常勤講師

平成19年4月 山陽小野田市立小学校、中学校教諭及び非常勤講師

令和 4 年 4 月

〃
現 在

山陽小野田市子育て支援課家庭児童相談員

諮問第3号参考資料



川崎祥子

令和8年（2026年）2月20日

人権擁護委員としての抱負

川崎祥子

この度、人権擁護委員として推薦していただくに際し、その職務を考えると身が引き締まる思いであります。

私はこれまで子ども達に関わる仕事に携わってきました。学校現場では特別支援教育を担当し、一人ひとりが社会の中で幸せを感じ、よりよく生きていく力を身に付けることができるよう支援しました。現在、子ども達の置かれている社会は複雑な課題を多く抱えています。児童虐待、いじめや差別、SNS等を通しての言葉の暴力や詐欺行為等、生きる上で不安になることも多く起こっています。

しかし、そのような社会の中であっても、互いの人権を侵害せず尊重し合うことが、皆が幸せに生きることにつながるのだという意識が高まるよう、これから生きる子ども達や、その環境を育む地域の人々への啓発に努められたらと思います。微力ながらその職責を自覚し、真摯に取り組んでいく所存です。ご指導のほどよろしく願いいたします。